

令和5年 第4回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>松岡 泉 [一問一答方式]</p>	<p>1. 子宮頸がん撲滅へ向けた取り組みについて</p>	<p>令和4年度に子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開された。それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も3年間の期間限定で定期接種と同じ条件で接種ができるキャッチアップ接種が設けられているが、その期限が迫ってきている。子宮頸がんの撲滅を目指し、接種の希望者には機会を逃さない配慮が必要である。</p> <p>(1) 子宮頸がん撲滅へ向けた取り組みの現状と課題について</p> <p>(2) 課題の対策について</p> <p>(3) キャッチアップ接種助成の終了における対応について</p>	
	<p>2. 学校教育におけるICT利活用促進の状況について</p>	<p>子どもたち一人一人の特性や関心、環境に応じた学びをより一層推進するため、町はGIGAスクール構想の実現に向けて取り組んでいるところである。タブレットの利活用の状況は、各自治体間に格差が生じていると言われており、端末の更新時期が近づいてきている。第2次ステージに向けて、ICT教育は更なる促進が求められる。</p> <p>(1) タブレットの利活用の状況について</p> <p>(2) 課題と今後の取り組みについて</p> <p>(3) タブレット等の更新予算の確保について</p>	
	<p>3. 視覚障がい者のためのアプリ導入について</p>	<p>令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定された。障がい者の方が自立して生活を営める社会インフラ整備の一環として、自治体情報のユニバーサルデザイン化を進める必要がある。</p> <p>(1) 視覚障がい者への情報提供の現状と課題について</p> <p>(2) 課題の対応策について</p> <p>(3) 日本視覚障がい情報普及支援協会が開発した、視覚障がい者の方向けに文字を音声として聞けるアプリ「Uni-Voice (ユニボイス)」の利用について</p>	

令和5年 第4回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>萩原 洋子 [一問一答方式]</p>	<p>1. 妊娠期からの切れ目のない支援について</p>	<p>芦屋町では、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、サポートを行う子育て世代包括支援センターを開設し、気軽に相談してほしいと呼びかけている。</p> <p>しかし、令和3年度から産後の育児に不安のあるお母さんと赤ちゃんのための産後ケア事業を行っているが利用者は増えていない。本当に困っているお母さんや赤ちゃんはいないのだろうか。そこで、以下の点について伺う。</p> <p>(1) コロナの流行前後で出生数に変化はあるのか。</p> <p>(2) 妊娠期から子育て中の世帯を取り巻く課題はどうなっているのか。</p> <p>(3) 子育て世代包括支援センターの体制と事業内容は。</p> <p>(4) 産後ケア事業の利用者が増えない理由は。</p> <p>(5) 電子母子手帳（母子モ）や育児パッケージサービスを導入する考えは。</p> <p>(6) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実を図る必要があるのではないか。</p> <p>(7) 令和6年度に設置するこども家庭センターの体制についてどのように考えているのか。</p>	
<p>田中 太 [一問一答方式]</p>	<p>1. 教育環境の現状について</p>	<p>近年、学校教育現場では、SNSによるいじめ、不登校問題、保護者からの過剰な要求など、学校だけでは対応できない困難な事案が発生している。これらの事案に対応するために教員の負担が増え、教育における専門性を発揮できない状況である。また、教員のなり手不足や20代の若い教員の離職などといった問題に直面しており、芦屋町での教育環境について尋ねる。</p> <p>(1) 教員不足という問題について、芦屋町での現状を尋ねる。</p> <p>(2) 小・中学校の教育現場が抱える問題について</p> <p>(3) 子どもたちの最善の利益実現のための学校サポート役、スクールロイヤー制度があるが、芦屋町独自でスクールロイヤー導入の考えがあるのか尋ねる。</p>	

令和5年 第4回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>本田 浩 [一問一答方式]</p>	<p>1. イベント開催時における町内の交通渋滞について</p>	<p>芦屋町の交通渋滞状況は夏場時期や各種イベント開催時に町内の幹線道路で発生している。芦屋町は他機関と協議・連携しながら交通渋滞緩和策を実行され、住民の不安解消に向けた努力をされている事と考えている。現状の課題や今後解消すべき問題点等を尋ねる。</p> <p>(1) 交通渋滞について</p> <p>① 交通渋滞の現状と緩和策について</p> <p>② 住民参画の会議の開催について</p> <p>(2) 駐車場と遊休資産の活用について</p> <p>① 駐車場の現状について</p> <p>② チケット制の導入について</p> <p>③ 遊休資産の活用方法について</p>	
	<p>2. 町内を花いっぱいにする施策について</p>	<p>住民や来町者が自然の海や花に癒される事は心身のバランスを整えるセラピーの治療に一定の効果があると言われてしている。花を植える事での効果等を尋ねる。</p> <p>(1) 町内の花を植える事業について</p> <p>① どのような花を植えているかについて</p> <p>② 町民が関わる花のイベントについて</p> <p>③ 町民が花を植えることについて</p> <p>(2) 公園の広場の活用について</p> <p>① 広大な敷地に花を植えることについて</p> <p>② 花が沢山植えられている公園の効果について</p>	

令和5年 第4回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
川上 誠一 [一問一答方式]	1. 土地利用規制法について	<p>政府は9月11日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（土地利用規制法）に基づく第3回の指定候補地として、全国25都道府県の180カ所を提示している。芦屋町も芦屋基地・芦屋高射基地から1キロ以内の地域が特別注視区域指定候補とされており、それに伴って政府から町への「意見聴取」が行われている。</p> <p>土地利用規制法上の「特別注視区域」に指定されると、自治体は国の求めに応じて区域内の土地・建物の所有者や賃借人などの情報及び土地の利用状況に関する情報を国に提供する義務が生じる。</p> <p>そこで次の点を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自治体への事情聴取の結果、芦屋基地は「特別注視区域」に決定されたのか。</li> <li>(2) 今回の「意見聴取」にあたって町が所有する住民基本台帳などの保護すべき個人情報を国に提供したのか。</li> <li>(3) 基地周辺1キロ以内の世帯数、学校・病院・公民館などの公共施設はどのくらいあるのか。</li> <li>(4) 「意見聴取」では「機能阻害行為」に関する情報があるが、「機能阻害行為」に該当する行為はどのようなものか。</li> <li>(5) 「聴取する意見の内容について」の中では、区域内だけでなく「区域の外縁近傍」において過去に発生した「機能阻害行為」に関する情報も「意見聴取」に入っているが、「区域外縁近傍」の範囲はどこまでか。</li> <li>(6) 住民への説明はどうするのか。</li> </ol>	
	2. 町民が利用する入浴施設について	<p>9月20日の議会全員協議会で、老人憩の家を2029年に廃止することが報告されたが、「老人憩の家のあり方に関するアンケート調査結果報告書」では「すべての住民が利用できる公共施設との複合化した入浴施設への建て替え」が50・9%、「高齢者専用として建て替えるべき」が12・8%と、64%が入浴施設の存続を望んでいる。</p> <p>2030年以降は介護予防や住民の交流の場として、また災害時に避難所機能を持った複合型の入浴施設として存続させていく考えはないか。</p>	
長島 毅 [一問一答方式]	1. 町民の健康づくりの推進について	<p>町民の健康づくりの推進、また福岡県健康ポイントアプリの活用方法や受診率の現状などについて伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福岡県健康ポイントアプリのポイント活用方法について</li> <li>(2) 特定健診などの受診率の現状などについて</li> <li>(3) 健康づくりイベントなどでのPRについて</li> </ol>	

令和5年 第4回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>妹川 征男 [一問一答方式]</p>	<p>1. 老人憩の家の 廃止について</p>	<p>町内3カ所の老人憩の家は、耐用年数22年を大幅に超え、建築後45年が経過している。老朽化が目立ち、大規模な地震が発生した場合、倒壊する危険性が高いと言われている。建て替えについては、平成18年度より財政シミュレーションの中にある大型事業一覧表に毎年表記されており、いつ建て替えが実現するのかと待ち望んでいる利用者は多い。</p> <p>平成30年に374万円が予算化され、令和2年3月には、「老人憩の家の基本構想」が報告された。</p> <p>しかし、本年9月議会後の全員協議会で配付された資料には、令和11年3月末をもって「老人憩の家廃止」の方針が示された。それは目を疑いたくなる内容であり、利用者、町民の期待に180度背を向ける非情なものであった。</p> <p>これまで町や社会福祉協議会が行ってきた「老人憩の家」の利用者のアンケート調査では、利用者の一定の満足が確認されていたにも関わらず、唐突感が否めない。</p> <p>そこで伺う。</p> <p>(1) 「老人憩の家の基本構想」と「老人憩の家廃止案」との整合性について</p> <p>(2) 町及び社会福祉協議会が行った住民アンケート調査について</p> <p>(3) 老人憩の家廃止案は、どのようなスケジュールに基づいて進むのか</p>	
	<p>2. 農業用水路に関する9月議会の答弁について</p>	<p>令和3年4月に発覚した用悪水路（農業用水路）無許可埋め立て事件について、町は「官と民の問題」として捉え、許可なく埋め立てを行った原因者の責任において「原状復旧」を求めているにも関わらず、本年9月議会で町長、副町長は「民と民の問題」との答弁を行った。また、業者による「原状復旧」はなされておらず、今なお不法占拠を続けている。さらに、不法投棄に関する質問に対して、産業観光課長が「不法投棄ではない」と言い切った点についても疑問が残る。</p> <p>そこで、伺う。</p> <p>(1) 不法投棄の定義について</p> <p>(2) 用悪水路の原状復旧と再発防止について</p> <p>(3) 町長、副町長の答弁「民と民の問題」と捉える根拠について</p>	